

## 令和3年4月相良村農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年4月9日(金) 午前9時開会

2. 開催場所 役場2階会議室

3. 出席委員(10人)

会長(10番) 渡邊 和夫                      職務代理者(3番) 富永 得治  
(1番) 西田 義和              (2番) 永田 熊信              (4番) 高岡 重盛  
(5番) 宮原 清人              (6番) 川邊 美津子              (7番) 平川 真由美  
(8番) 内元 幸一郎              (9番) 岩坂 博行  
地区推進委員  
信國 敏彦      尾方 豊和      岩崎 盛光      伊東—明継      中竹 宏一  
杉本—和博

4. 欠席委員：農業委員(0人)

欠席委員：最適化推進委員(2人)

5. 議事日程

日程第1 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第2 議案第13号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

日程第3 議案第14号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について

そ の 他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 平田 智博

## 7. 会議の概要

開会：午前9時00分

議長	<p>1 開会・議長挨拶</p> <p>おはようございます。</p> <p>本日は、深水地区推進委員、柳瀬地区推進委員が欠席ですが、相良村農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立します。</p> <p>只今から、令和3年4月相良村農業委員会総会を開会します。</p> <p>相良村農業委員会会議規則第4条の規定により、私が議長として議事を進行させていただきます。</p>
議長	<p>2 議事録署名委員の指名について</p> <p>議事録署名委員は、3番委員、4番委員の2名を指名します。よろしくをお願いします。</p> <p>これより、議題に沿って会議を進めます。議案が3議案で、案件は17件です。</p>
議長	<p>3 議 事</p> <p>議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>はじめに、議案第12号農地法第3条の規定による許可申請について審議します。1番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第12号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。番号1、大字柳瀬字日焼田及び瀬戸口、辻、ハツ田、宮ノ上、地目は田が13筆、合計面積は18,794㎡です。権利種別は3条の使用貸借で、貸付人及び借受人は議案に記載されているとおりです。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について1番委員に報告をお願いします。</p>
1番委員	<p>更新ということで、これは農業者年金関係の使用貸借になりますので、問題はありません。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と1番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p>

議長	<p>(意見なしの声)</p> <p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に2番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字深水字平、地目は畑が1筆、面積は484㎡です。権利種別は3条の有償移転で譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。売買価格は1筆60,000円で10aあたりに換算すると123,966円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について10番委員報告いたします。</p>
10番委員	<p>これはお茶をされている方です。ちょうど隣になり、現地を確認し特に問題ございません。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と10番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>議案第13号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について</p> <p>次に、議案第13号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計</p>

	<p>画（利用権設定）の承認について審議します。1 番についてですが、7 番委員に関する案件なので相良村農業委員会会議規則第 10 条の規定に基づく議事参与制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>（7 番委員退席）</p>
議長	<p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 13 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権設定）の承認について、ご説明いたします。番号 1、大字柳瀬字中洲、地目は田が 1 筆、面積は 1,256 m<sup>2</sup>です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年で賃借料は 10 a 当たり玄米 120kg です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について 1 番委員に報告をお願いします。</p>
1 番委員	<p>この案件はこの間の災害で被災したところになっていますが、元の現状に戻されるということで契約されるものです。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と 1 番委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>（意見なしの声）</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>（異議なしの声）</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。ここで 7 番委員の入室を許可します。</p> <p>（7 番委員入室・着席）</p>
議長	<p>次に、2 番についてですが、8 番委員に関する案件なので相良村農業委員会会議規則第 10 条の規定に基づく議事参与制限により当該事案</p>

	<p>の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(8番委員退席)</p>
議長	<p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字柳瀬字中ノ口、地目は田が2筆、合計面積は3,131㎡です。新規の使用貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について柳瀬地区推進委員に報告をお願いします。</p>
柳瀬地区推進委員	<p>先日、現地のほうで確認しました。特に問題ありません。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と柳瀬地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。ここで8番委員の入室を許可します。</p> <p>(8番委員入室・着席)</p>
議長	<p>次に、3番と4番については、利用権の設定を受ける者が同一につき一括して審議いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号3、大字川辺字下七折、地目は畑が2筆、合計面積は1,794㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり5,000円です。番号4、大字川辺字別府原及び桑木原、地目は畑が4筆、合計面積は4,866㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定</p>

議長	<p>する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10a当たり4,000円です。以上です。</p> <p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、所有権移転について審議いたします。1番から3番については、所有権の移転を受ける者が同一につき一括して審議いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>続きまして、所有権移転についてご説明いたします。番号1、大字深水字下鶴、地目は田が1筆、面積は1,992㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は199,200円、10aあたりに換算すると100,000円です。番号2、大字深水字下鶴、地目は田が5筆、合計面積は3,763㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は376,300円、10aあたりに換算すると100,000円です。番号3、大字深水字下鶴、地目は田が1筆、面積は1,075㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は107,500円、10aあたりに換算すると100,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について6番委員に報告をお願いします。</p>
6番委員	<p>被災している地域になりますが、関係人に間違いがないか確認し、間違いのないとのことです。</p>
2番委員	<p>遊水地になるところではないのか。</p>

事務局	<p>遊水地については、県より5～10年後の予定と聞いております。測量した後に住民説明会をされるようです。なお、当該地は買われる方が自分で土砂撤去し、飼料稲を作付される予定です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と6番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なし声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、4番から9番については、所有権の移転を受ける者が同一につき一括して審議いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号4、大字川辺字堀内、地目は畑が1筆、面積は315㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は110,250円、10aあたりに換算すると350,000円です。番号5、大字川辺字堀内、地目は畑が1筆、面積は1,371㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は479,850円、10aあたりに換算すると350,000円です。番号6、大字川辺字堀内、地目は畑が1筆、面積は271㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は100,000円、10aあたりに換算すると369,004円です。番号7、大字川辺字堀内、地目は畑が1筆、面積は650㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は227,500円、10aあたりに換算すると350,000円です。番号8、大字川辺字朝の迫、地目は畑が1筆、面積は4,480㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は1,209,600円、10aあたりに換算すると270,000円です。番号9、大字川辺字上高原及び高原、朝の迫、地目は畑が5筆、合計面積は35,488㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受</p>

	<p>ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は 13,485,440 円、10 a 当たりに換算すると 380,000 円です。なお、隣接する公衆用道路 4 筆の 674 m<sup>2</sup>は農業用道路として、売買価格 101,100 円、10 a 当たりに換算すると 150,000 円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について 4~7 番を 9 番委員、8~9 番を川辺地区推進委員に報告をお願いします。</p>
9 番委員	<p>この件については、お茶を植えたいということで以前も話があった場所になりますが、今回は追加の分となり問題はないと思います。</p>
川辺地区推進委員	<p>4 月 1 日に 10 番委員と関係者に確認しております。ここに記載のとおり間違いございません。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と 4~7 番を 9 番委員、8~9 番を川辺地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第 14 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について</p>
議長	<p>次に、議案第 14 号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について審議します。1 番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 14 号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について、ご説明いたします。番号 1、大字川辺字下七折、地目は畑が 2 筆、合計面積は 1,794 m<sup>2</sup>で</p>

議長	<p>す。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で10a当たり賃借料は5,000円です。以上です。</p> <p>ただいま、事務局から説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、2番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字川辺字別府原及び桑木原、地目は畑が4筆、合計面積は4,866㎡です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で10a当たり賃借料は4,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>これをもちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。</p> <p>その他</p>

事務局	<p>(1) 次回の総会の開催日について 5月10日(月) 午前9時から</p> <p>4 閉会</p>
議長	<p>それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。</p>

閉会：午前9時25分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

令和3年4月9日

相良村農業委員会

署名委員 3番 \_\_\_\_\_ (印)

署名委員 4番 \_\_\_\_\_ (印)